

長野県立自然公園条例施行規則

昭和35年9月22日
規則第53号

改正	昭和36年3月27日規則第7号	昭和38年3月11日規則第10号
	昭和49年3月27日規則第16号	平成3年12月24日規則第32号
	平成6年3月28日規則第9号	平成12年3月30日規則第23号
	平成12年12月25日規則第57号	平成15年9月29日規則第55号
	平成17年3月31日規則第35号	平成20年4月21日規則第23号
	平成27年7月2日規則第42号	平成29年10月16日規則第39号
	平成30年7月5日規則第40号	令和2年3月30日規則第21号
	令和3年4月1日規則第77号	令和4年3月28日規則第17号

長野県立自然公園条例施行規則をここに公布する。

長野県立自然公園条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 公園計画（第2条の2）

第2章 公園事業（第2条の3—第10条の6）

第3章 保護及び利用（第11条—第19条の2）

第3章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第19条の3—第19条の7）

第4章 風景地保護協定（第20条—第22条）

第5章 雑則（第23条・第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（公園事業となる施設の種類）

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- （1）道路及び橋
- （2）広場及び園地
- （3）宿舍及び避難小屋
- （4）休憩所、展望施設及び案内所
- （5）野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
- （6）他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び昇降機
- （7）運輸施設（主として県立自然公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として県立自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。第4条第1項第1号及び第3項において同じ。）
- （8）給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
- （9）博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
- （10）植生復元施設及び動物繁殖施設
- （11）砂防施設及び防火施設
- （12）自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。）

第1章の2 公園計画

第2条の2 条例第6条の2第1項に規定する規則で定める書類は、次号に掲げる事項を記載した書面とする。

- (1) 条例第6条の2第1項の規定による提案（この条において「提案」という。）を行う協議会（条例第6条の11第1項又は第26条の2第1項に規定する協議会をいう。次号及び次項において同じ。）を組織した市町村
- (2) 提案をする協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 提案の理由

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更に係る申出に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る県立自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第2章 公園事業

（公園事業の決定等の提案に係る添付書類）

第2条の3 条例第6条の4第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる事項を記載した書面
 - ア 条例第6条の4第1項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）をする協議会を組織した市町村
 - イ 提案をする協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
 - ウ 提案の理由

(2) 当該公園事業の概要を記載した書面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る県立自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（公園事業の執行の協議又は認可）

第3条 条例第6条の5第2項の協議又は同条第3項の認可は、公園施設ごとに協議し、又は認可を受けるものとする。

（公園事業の執行の協議又は認可の申請）

第4条 条例第6条の5第4項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設の構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）
- (2) 第2条第1号から第9号までに掲げる施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日
- (3) 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間
- (4) その他必要な事項

2 条例第6条の5第4項に規定する協議書又は申請書は、長野県立自然公園内公園事業執行協議（認可申請）書（様式第1号）によるものとする。

3 条例第6条の5第5項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第7号、第8号及び第11号に掲げる書類を、国等が執行する公園事業にあつては第1号、第2号、第6号から第8号まで、第11号及び第12号に掲げる書類を除くとともに、行為の規模が大きいため、第3号から第5号まで及び第10号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

- (1) 個人にあつては、住民票の写し
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (5) 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1程度の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1程度の配置図
- (6) 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約

- (7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類
その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
- (8) 工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類
- (9) 第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する
仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による県立自然公園の風致若し
くは景観の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
- (10) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随
する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1程度の図面
- (11) 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- (12) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該公園事業の執行のために使用するこ
とができることを証する書類
- (13) 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定により土地又は権利を収
用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第6条の5第2項の協議又は同条第3項の認可に関し必要
があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給
排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更）

第5条 条例第6条の5第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第6条の5第4項第1号又は第5号に掲げる事項の変更（ただし、同号に掲げる事項の
変更にあつては、第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を
確保する仕組みを設けようとするものを除く。）
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項の変更（ただし、同項第1号に掲げる事項の変更
にあつては、公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

（公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請）

第6条 条例第6条の5第7項に規定する協議書又は申請書は、長野県立自然公園内公園事業内容変
更協議（認可申請）書（様式第2号）によるものとする。

2 条例第6条の5第8項において準用する同条第5項に規定する規則で定める書類は、第4条第3
項第3号及び第4号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類（同項第3号及び第4
号に掲げるものを除く。）とする。

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第6条の5第6項の協議又は認可に関し必要があると認め
るときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その
他の必要な書類の提出を求めることができる。

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出）

第7条 条例第6条の5第9項の規定による届出は、長野県立自然公園内公園事業変更届（様式第3
号）によりしなければならない。

（承継の協議又は承認の申請）

第8条 条例第6条の7第1項の規定による承認の申請は、長野県立自然公園内公園事業譲渡承継承
認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
- (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (3) 第4条第3項第3号、第4号及び第12号に掲げる書類
- (4) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を
記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類
- (5) 第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の
優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による
県立自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
- (6) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

2 条例第6条の7第2項の規定による協議又は承認の申請は、長野県立自然公園内公園事業合併
（分割）承継協議（承認申請）書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
 - (2) 第4条第3項第3号、第4号及び第12号に掲げる書類
 - (3) 合併契約書及び合併により消滅した条例第6条の5第2項の協議をした者又は同条第3項の認可を受けた者の登記事項証明書又は分割契約書
- 3 条例第6条の7第3項の規定による承認の申請は、長野県立自然公園内公園事業相続承継承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。
- (1) 第4条第3項第1号、第3号、第4号及び第12号に掲げる書類
 - (2) 被相続人との続柄を証する書類
 - (3) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類
(公園事業の休廃止の届出)
- 第9条 条例第6条の8の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の1月前までに、長野県立自然公園内公園事業休止（廃止）届（様式第7号）に第4条第3項第3号及び第4号に掲げる書類を添えてしなければならない。
(認可の失効の届出)
- 第10条 条例第6条の9第2項の規定による届出は、長野県立自然公園内公園事業執行認可失効届（様式第8号）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。
- (1) 第4条第3項第3号及び第4号に掲げる書類
 - (2) 他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類
(県立自然公園における協議会の公表)
- 第10条の2 条例第6条の11第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 協議会（条例第6条の11第1項に規定する協議会をいう。第10条の4第2項第2号及び第10条の6第3号において同じ。）の名称及び構成員の氏名又は名称
 - (2) 協議の対象となる利用拠点区域
- 2 条例第6条の11第4項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
(利用拠点整備改善計画の認定の申請)
- 第10条の3 条例第6条の12第1項の規定による認定の申請は、次に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、区域の規模が大きいため、第1号及び第2号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。
- (1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - (2) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
 - (3) 条例第6条の5第2項の協議又は同条第3項の認可を要する条例第6条の12第2項第4号に規定する利用拠点整備改善事業（以下この条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類、国等が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類のうち第4条第3項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。）
 - ア 第4条第3項第1号から第4号まで、第6号、第12号及び第13号に掲げる書類
 - イ 公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類
 - (4) 条例第6条の5第6項の協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第4条第3項第3号及び第4号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号のア及びイに掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げる書類を除く。）
 - (5) 条例第8条第1項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第12条第1項第1号及び第2号に掲げる図面
 - (6) 条例第20条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第12条第1項第1号及び第2号に掲げる図面
- 2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第6条の12第4項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が同項

第4項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(利用拠点整備改善計画の記載事項)

第10条の4 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第6条の12第2項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用拠点整備改善計画の名称
- (2) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制
- (4) 条例第8条第1項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (5) 条例第20条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (6) その他参考となるべき事項

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表)

第10条の5 条例第6条の12第6項(条例第6条の13第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の軽微な変更)

第10条の6 条例第6条の13第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更
- (3) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- (4) 第5条各号に掲げる変更
- (5) 計画期間の変更
- (6) 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第6条の12第4項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第3章 保護及び利用

(特別地域の区分)

第11条 県立自然公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

- (1) 第1種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。)
- (2) 第2種特別地域(第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域をいう。)
- (3) 第3種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。)

(特別地域内における行為の許可の申請)

第12条 条例第8条第1項の規定による許可の申請は、長野県立自然公園特別地域内行為許可申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

- (1) 行為地を示した縮尺2万5,000分の1程度の位置図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の地形図及び現況写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図のうち知事が必要と認めるもの
- (4) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に附属する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1程度の図面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第8条第1項の許可に関し必要があると認めるときは、

当該許可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(採取を制限される植物の指定)

第13条 条例第8条第1項第10号に規定する規則で定める植物は、別表に掲げるとおりとする。

(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

第13条の2 条例第8条第1項第15号の規則で定める行為は、知事が指定する道路(主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。)において車馬を使用する行為とする。

(特別地域における行為の届出)

第14条 条例第8条第2項の規定による届出は、長野県立自然公園特別地域内行為届(様式第10号)に第12条第1号及び第2号に掲げる書類を添えてしなければならない。

(特別地域が指定された場合の行為の届出)

第15条 条例第9条第1項の規定による届出は、長野県立自然公園特別地域内行為着手済届(様式第11号)によりしなければならない。

2 条例第9条第2項の規定による届出は、長野県立自然公園特別地域内非常災害応急処置届(様式第12号)によりしなければならない。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第16条 条例第10条第4号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

(1) 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築する行為

(2) 門、生垣、その高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が30平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築する行為

(3) 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築する行為

(4) 道路その他公衆が通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にあつて、かつ、その水平投影面積が1,000平方メートル以下である炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築する行為(改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が1,000平方メートル以下であるものに限る。)

(5) えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築する行為

(6) 条例第8条第1項の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物(宿舍を除く。)を新築し、改築し、又は増築する行為

(7) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に規定する河川管理施設、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、森林法(昭和26年法律第249号)第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築する行為

(8) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道若しくは同条第5号に規定する都市下水路を改築し、又は増築する行為

(9) 航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築する行為

(10) 信号機、防護柵、土留よう壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築する行為(信号機にあつては、新築を含む。)

(11) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第115条第1項の規定により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築する行為

(12) 文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第32条の規定により、県史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築する行為

(13) 道路の舗装及び道路のこう配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさない行為

(14) 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設する行為

(15) 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給餌台、給水台等を設置する行為

(16) 測量法(昭和24年法律第188号)第10条第1項に規定する測量標を設置する行為

- (17) 境界標（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。）を設置する行為
- (18) 受信アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置する行為
- (19) 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下であるものに限る。）する行為
- (20) 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築若しくは増築する行為（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）
- (21) 既存の電線等に附帯する工作物を新築、改築又は増築する行為（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）
- (22) 変圧器その他の電柱に附帯する設備を改築又は増築する行為（当該電柱の高さを超えないものに限る。）
- (23) 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電話線等又はその引込みに要する設備を設置する行為
- (24) 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆が通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築する行為
- (25) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除又は保安の目的で、カメラを設置する行為
- (26) 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が、県立自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置する行為
- (27) 県が、県立自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該県立自然公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築する行為
- (28) 宅地内の木竹を伐採する行為
- (29) 自家用のために木竹（別表に掲げる植物であるものを除く。）を択伐（塊状択伐を除く。）する行為
- (30) 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが50センチメートル以内のものに限る。）を伐採する行為
- (31) 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが3メートル以内のものに限る。）を伐採する行為
- (32) 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採する行為
- (33) 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採する行為
- (34) 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐する行為
- (35) 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採する行為
- (36) 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採する行為
- (37) 牧野改良のためにいばら、かん木等を除去する行為
- (38) 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採する行為
- (39) 別表に掲げる植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採する行為
- (40) 宅地内の土石を採取する行為
- (41) 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為
- (42) 道路その他公衆が通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にある地域で、鉱物

の掘採のため試すいを行う行為

- (43) 宅地又は田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為
- (44) 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによつて、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為
- (45) 耕作の事業に伴う汚水又は廃水を排出する行為
- (46) 森林施業に伴う汚水又は廃水を排出する行為
- (47) 漁船から汚水又は廃水を排出する行為
- (48) 養魚の事業に伴う汚水又は廃水を排出する行為
- (49) 宅地内で行う家畜の飼育に伴う汚水又は廃水を排出する行為
- (50) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第2項に規定する屎（し）尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出する行為
- (51) 住宅から汚水又は廃水を排出（し尿の排出を除く。）する行為
- (52) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設、砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出する行為
- (53) 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道若しくは同条第4号に規定する流域下水道へ汚水若しくは廃水を排出する行為又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出する行為
- (54) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物その他これに類する物を建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示する行為
- (55) 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示する行為
- (56) 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示する行為
- (57) 森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置する行為
- (58) 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示する行為
- (59) 1.5メートル以下の高さで、かつ、10平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵する行為
- (60) 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のない行為
- (61) 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵する行為
- (62) 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵する行為
- (63) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵する行為
- (64) 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵する行為
- (65) 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵する行為
- (66) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険5域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵する行為
- (67) 宅地内において別表に掲げる植物を採取し、又は損傷する行為
- (68) 農業を営むために必要な範囲内で別表に掲げる植物を損傷する行為
- (69) 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で別表に掲げる植物を損傷する行為
- (70) 別表に掲げる植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該植物を損傷する行為
- (71) 県、国等又は特定外来生物の防除を目的とする催し（県又は国等が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷する行為

- (72) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理する行為（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築する行為（改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）
- (73) 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為
- (74) 農業を営むために通常行われる行為のために立ち入る行為
- (75) 森林の保護管理のために立ち入る行為
- (76) 林道の整備に当たつて必要な事前調査のために立ち入る行為
- (77) 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第41条第1項若しくは第3項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査のために立ち入る行為
- (78) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために立ち入る行為
- (79) 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために立ち入る行為
- (80) 地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の実施に当たつて必要な事前調査、同法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入る行為
- (81) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入る行為
- (82) 文化財保護法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入る行為
- (83) 文化財保護条例第30条第1項に規定する県史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入る行為
- (84) 測量法第3条の規定による測量のために立ち入る行為
- (85) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入る行為
- (86) 条例第8条第1項第13号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入る行為
- (87) 条例第8条第1項第13号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、同項の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入る行為
- (88) 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入る行為
- (89) 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入る行為
- (90) 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる行為
- (91) 漁業を営むために車馬若しくは動力船を使用する行為
- (92) 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる行為
- (93) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）

- む。)のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる行為
- (94) 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる行為
- (95) 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる行為
- (96) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる行為
- (97) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる行為
- (98) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる行為
- (99) 公園管理団体が行う条例第34条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が14日前までに知事に提出されたもの
- (100) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第8条第1項各号に掲げるものを行う行為
- (101) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第8条第1項各号に掲げるものを行う行為
- (102) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条(平成14年法律第88号)の2第1項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第8条第1項各号に掲げるものを行う行為
- (103) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第8条第1項各号に掲げるものを行う行為
- (104) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第8条第1項各号に掲げるものを行う行為
- (105) 長野県希少野生動植物保護条例(平成15年長野県条例第32号)第33条第1項に規定する認定保護回復事業等の実施のために必要な行為として、条例第8条第1項各号に掲げるものを行う行為
- (106) 宅地内に木竹を植栽する行為
- (107) 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽する行為
- (108) 家畜を係留放牧する行為
- (109) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更する行為(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)
- ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間
- イ 風致の維持のために行われる措置の内容
- ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限
- エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

(110) 前各号に掲げる行為に附帯する行為
(普通地域内の行為の届出)

第17条 条例第20条第1項の規定による届出は、長野県立自然公園普通地域内行為届(様式第13号)によりしなければならない。

(工作物の基準)

第18条 条例第20条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築物 高さ13メートル又は延面積1,000平方メートル
- (2) 送水管 長さ70メートル
- (3) 鉄塔 高さ30メートル
- (4) 船舶の係留施設 長さ50メートル
- (5) ダム 高さ20メートル
- (6) 鋼索鉄道 延長70メートル
- (7) 索道 傾斜亘長600メートル又は起点と終点の高低差200メートル
- (8) 別荘地の用に供する道路 幅員2メートル
- (9) 遊戯施設(建築物を除く。) 高さ13メートル又は水平投影面積1,000平方メートル
- (10) 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000平方メートル

(普通地域内における届出を要しない行為)

第19条 条例第22条第4号に規定する行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 第16条第1号から第27号まで、第41号から第44号まで、第54号から第58号まで、第72号、第73号又は第99号から第105号までに掲げる行為
- (2) 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)第47条第2号に規定する特殊索道のうち滑走式のを新築し、改築し、又は増築する行為
- (3) 地表から1メートル以下の高さで、広告物等(表示面の面積が1平方メートル以下であるものに限る。)を設置する行為(同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が5平方メートル以下の場合に限る。)
- (4) 宅地内の池沼等を埋め立てる行為
- (5) 土地改良法第2条第2項各号に掲げる土地改良に関する事業(同項第4号に掲げるものを除く。)として池沼等を埋め立てる行為
- (6) 宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為
- (7) 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為
- (8) 鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為であつて面積が200平方メートルを超えず、かつ、高さが5メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を伴わない行為
- (9) 宅地内の土地の形状を変更する行為
- (10) 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更する行為
- (11) 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更する行為
- (12) 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更する行為
- (13) 土地の形状を変更する行為であつて面積が200平方メートルを超えず、かつ、高さが5メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を伴わない行為
- (14) 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為
- (15) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更する行為(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

- ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間
- イ 風景の維持のために行われる措置の内容
- ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限
- エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

(16) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

- (17) 前条各号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に附帯する行為
（野生動物の生態に影響を及ぼす行為）

第19条の2 条例第24条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 野生動物（条例第24条第1項第3号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与える行為
(2) 野生動物に著しく接近し、又はつきまとう行為

第3章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置
（協議会の公表）

第19条の3 第10条の2の規定は、条例第26条の2第3項において準用する条例第6条の11第4項の規定による公表について準用する。この場合において、第10条の2第1項第1号中「条例第6条の11第1項に規定する協議会をいう。第10条の4第2項第2号及び第10条の6第3号において同じ」とあるのは「条例第26条の2第1項に規定する協議会をいう。第19条の4第2項第2号及び第19条の6第3号において同じ」と、第10条の2第1項第2号中「利用拠点区域」とあるのは「県立自然公園の区域」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定の申請）

第19条の4 条例第26条の3第1項の規定による認定の申請は、次に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、区域の規模が大きいため、第1号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
(2) 条例第8条第1項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第12条第1項第1号及び第2号に掲げる図面
(3) 条例第20条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第12条第1項第1号及び第2号に掲げる図面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第26条の3第3項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が同項同号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

（自然体験活動促進計画の記載事項）

第19条の5 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第26条の3第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の名称
(2) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
(3) 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制
(4) 条例第8条第1項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
(5) 条例第20条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
(6) 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項
(7) その他参考となるべき事項

（認定を受けた自然体験活動促進計画の公表）

第19条の6 条例第26条の3第5項（条例第26条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(自然体験活動促進計画の軽微な変更)

第19条の7 条例第26条の4第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 自然体験活動促進事業の実施時期の変更
- (3) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- (4) 計画期間の変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第26条の3第3項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第4章 風景地保護協定

(風景地保護協定の基準)

第20条 条例第27条第3項第3号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていること。
- (2) 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的（以下この号において「耕作の目的等」という。）に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んでいないこと。
- (3) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病虫害の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものであること。
- (4) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものであること。
- (5) 風景地保護協定の有効期間は、5年以上20年以下であること。
- (6) 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。
- (7) 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものであること。
- (8) 風景地保護協定は、河川法その他関係法令の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものであること。

(風景地保護協定の公告)

第21条 条例第28条第1項（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- (1) 風景地保護協定の名称
- (2) 風景地保護協定区域
- (3) 風景地保護協定の有効期間
- (4) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法
- (5) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- (6) 風景地保護協定の縦覧場所

(風景地保護協定の締結の公告)

第22条 前条の規定は、条例第30条（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

第5章 雑則

(身分証明書)

第23条 条例第41条に規定する職員等の身分を示す証明書は、様式第14号によるものとする。

(補償請求書)

第24条 条例第42条第1項の規定による補償の請求は、長野県立自然公園内損失補償請求書（様式第15号）によりしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和35年10月1日から施行する。

(長野県立公園条例施行規則の廃止)

- 2 長野県立公園条例施行規則(昭和25年長野県規則第50号)は、廃止する。

附 則(昭和36年3月27日規則第7号)

この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則(昭和38年3月11日規則第10号)

この規則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月27日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和49年5月1日から施行する。

(経過処置)

- 2 この規則施行の際、既にこの規則による長野県立自然公園条例施行規則の規定に基づきなされた特別地域内における行為の許可申請については、なお従前の例による。

附 則(平成3年12月24日規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。

(経過処置)

- 2 この規則の施行の際現に公園計画に基づき特別地域として指定されている地域で、この規則による改正後の長野県立自然公園条例施行規則第2条各号のいずれかに掲げる地域に相当する地域に区分されているものは、同条の規定により区分された地域とみなす。

附 則(平成6年3月28日規則第9号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月30日規則第23号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日規則第57号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成15年9月29日規則第55号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第35号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月21日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年7月2日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年10月16日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年7月5日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月30日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月1日規則第77号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月28日規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定(「第19条」を「第19条の2」に改める部分に限る。)及び第3章中第19条の次に1条を加える改正規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の長野県立自然公園条例施行規則の規定に基づいて交付されている職員等の身分を示す証明書は、この規則による改正後の長野県立自然公園条例施行規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

(別表) (第13条、第16条関係)

1 双子葉合弁花植物

科名	属又は種
きく科	やまははこ属、よもぎ属、とうひれん属、めたからこう属、うすゆきそう属、あざみ属、きおん属、やぶれがさ属、うさぎぎく、みやまこうぞりな、たかねこうぞりな、たかねにがな、みやまたんぼぼ、えぞむかしよもぎ、おくやまあざみ
ききよう科	つりがねにんじん属、ほたるぶくろ属
まつむしそう科	たかねまつむしそう
おみなえし科	はくさんおみなえし
すいかずら科	すいかずら属、りんねそう
れんぷくそう科	れんぷくそう
たぬきも科	むしとりすみれ
はまうつぼ科	なんばんぎせる属、やまうつぼ属、おにく
ごまのはぐさ科	こごめぐさ属、ままこな属、しおがまぎく属、くわがたそう属、くがいそう属、うるつぶそう、おおばみぞほおずき
しそ科	いぶきじやこうそう、みそがわそう、しなのあきぎり
むらさき科	みやまむらさき
あかね科	おおばのよつばむぐら、やつがたけむぐら
りんどう科	りんどう属、つるりんどう属、せんぶり属、はないかり、ひめせんぶり、いわいちよう
さくらそう科	さくらそう属、つまとりそう、やなぎとらのお
つつじ科	つつじ属、つがざくら属、どうだんつつじ属、ようらくつつじ属、すのき属、ひめしやくなげ、こめばつがざくら、はりがねかずら、うらしまつつじ、あかもの、いわひげ、じむかで、みねずおう、しらたまのき
いちやくそう科	いちやくそう属、ぎんりようそう属、うめがさそう
いわうめ科	いわかがみ属、いわうめ

2 双子葉離弁花植物

科名	属又は種
みずき科	こぜんたちばな
せり科	みしまさいこ属、みやませんきゆう属、おおかさもち、みやまししうどう、みやませんとうそう、みやまぜんご、えぞぼうそう、いわせんとうそう、はくさんぼうふう
うこぎ科	はりぶき
あかばな科	あかばな属、みやまたにたで
すみれ科	すみれ属
おとぎりそう科	おとぎりそう属
かえで科	みねかえで、こみねかえで、おがらばな
にしきぎ科	くろつりばな
みつぼうつぎ科	みつぼうつぎ
がんこうらん科	がんこうらん
かたばみ科	みやまかたばみ、こみやまかたばみ
ふうろそう科	ふうろそう属

まめ科	おやまのえんどう、いわおうぎ、たいつりおうぎ、りしりおうぎ、しやじくそう
ばら科	しもつけそう属、きじむしろ属、きいちご属、ななかまど属、しろばなのへびいちご、みやまいこんそう、たかねざくら、たかねいばら、ちよのすけそう、こきんばい、まめげくら、たてやまきんばい
まんさく科	べにまんさく
あじさい科	くさあじさい
すぐり科	こまがたけすぐり、すぐり
ゆきのした科	うめばちそう属、ゆきのした属、あらしぐさ、ずだやくしゆ
べんけいそう科	みやままんねんぐさ、いわべんけい
もうせんごけ科	もうせんごけ
あぶらな科	はたざお属、やまがらし、みやまたねつけばな、みやまなずな、くもまなずな、はくせんなずな
けし科	こまくさ、おさばぐさ
めぎ科	さんかよう
きんぼうげ科	おきなぐさ属、おだまき属、きんばいそう属、れいじんそう、ほそぼとりかぶと、みやまはんしようづる、みつばおうれん、しらねあおい、みやまきんぼうげ、たかねきんぼうげ、ひめからまつ、しきんからまつ、もみじからまつ、おおれいじんそう、ばいかおうれん、せつぶんそう、くもまきんぼうげ、やつがたけきんぼうげ
なでしこ科	たかねつめくさ属、せんのう属、みやまみみなぐさ、たかねなでしこ、たかねみみなぐさ、おおやまふすま、いわつめくさ、しこたんはこべ、みやまなでしこ、たかねびらんじ
たで科	いぶきとらのお、むかごとらのお、おんたで、たかねすいば、まるばぎしぎし
やなぎ科	たかねいわやなぎ、みやまやなぎ

3 単子葉植物

科名	属又は種
らん科	全部
あやめ科	かきつばた、ひおうぎあやめ、きりがみねひおうぎあやめ
ゆり科	うばゆり属、つくばねそう属、あまどころ属、ちしまぜきしよう属、えんれいそう属、しゆろそう属、たけしまらん属、ねばりのぎらん、つばめおもと、すずらん、くろゆり、ちごゆり、につこうきすげ、こおにゆり、くるまゆり、まいづるそう、きんこうか、のぎらん、おおばゆきざさ、たまがわほととぎす、ちしまあまな
いね科	みやまぬかぼ、かにつりのがりやす、みやまのがりやす、ひめのがりやす、いわのがりやす、こめがや、みやまいちごつなぎ、こめすすき、ひろはこめすすき、みやまこうぼう、たかねこうぼう、はくさんいちごつなぎ、たかねいちごつなぎ、みやまあわがえり、いぶきぬかぼ、みやまいちごつなぎ、あおいちごつなぎ
いぐさ科	すずめのやり属、みやまい、いとい、えぞほそい
かやつりぐさ科	すげ属、わたすげ

4 裸子植物

科名	属又は種
まつ科	はいまつ、いらもみ、やつがたけとうひ、ひめまつはだ、ひめばらもみ
ひのき科	みやまびやくしん、ほんどみやまねず

5 羊歯植物

科名	属又は種
いわひば科	ひもかずら、いわひば
ひかげのかずら科	みやまひかげのかずら、たかねひかげのかずら、こすぎらん、たかねすぎかずら、あすひかずら、やちすぎらん、ひめすぎらん
ほうらいしだ科	やつがたけしのぶ
おしだ科	しらねわらび、においしだ
ひめしだ科	みやまわらび、おおばしよりま
いわでんだ科	みやまめしだ、みやまへびのねこご、みやましけしだ、なよしだ、うさぎしだ
うらぼし科	みやまうらぼし
はなやすり科	ひめはなわらび、みやまはなわらび

- (様式第1号)
- (第4条関係)
- (様式第2号)
- (第6条関係)
- (様式第3号)
- (第7条関係)
- (様式第4号)
- (第8条関係)
- (様式第5号)
- (第8条関係)
- (様式第6号)
- (第8条関係)
- (様式第7号)
- (第9条関係)
- (様式第8号)
- (第10条関係)
- (様式第9号)
- (第12条関係)
- (様式第10号)
- (第14条関係)
- (様式第11号)
- (第15条関係)
- (様式第12号)
- (第15条関係)
- (様式第13号)
- (第17条関係)
- (様式第14号)
- (第23条関係)
- (様式第15号)
- (第24条関係)